

国の施策等に関する提案・要望項目一覧表〔平成26年春要望〕

※色付きは知事要望を行ったもの

H26.4.17

番号	要望項目	要望先府省		新規継続の別
1	高速ネットワークの早期整備について 【県土整備部】	国土交通省	<p>これまで整備が遅れていた本県の高速度道路ネットワークについては、平成25年度に3区間（『山陰道』（鳥取IC～鳥取西IC）（赤碓中山IC～名和IC）、『山陰近畿自動車道』（福部IC～岩美IC）が一気に開通するなど、全国の高速度道路ネットワークへの接続が順次拡大しているが、県民の悲願である1日も早い県内全線の完成に向けて、残る区間の早期整備とともに、ミッシングリンクの解消に向けた調査・検討を促進すること。</p> <p>○「鳥取西道路」全線の平成29年度一体的供用 「鳥取西道路（鳥取西IC～青谷IC）」については、平成29年度供用予定が公表された「吉岡温泉IC～青谷IC」とともに、「鳥取西IC～吉岡温泉IC」についても一体的な供用が図られるよう、埋蔵文化財調査の集中的・計画的な実施に加え、調査が完了した区間においては速やかに工事着手し、整備を促進すること。</p> <p>○「北条道路」の交通安全対策事業の早期整備及び早期事業再開に向けた計画段階評価の促進 「北条道路」については、近年重大な交通事故が頻発していることから、交通安全対策事業（湯梨浜・北栄地区の交差点立体化）の早期整備を図るとともに、全線の早期事業再開に向けて、早急に計画段階評価を進めること。</p> <p>○「山陰道～鳥取市福部町」の計画段階評価に向けた調査の促進 未指定区間となっている『山陰近畿自動車道「山陰道～鳥取市福部町」』については、官民連携による「高速道路を活かしたまちづくり勉強会」において、『山陰道』・『鳥取自動車道』・『山陰近畿自動車道』の3本の路線を連結させ、市内区間のミッシングリンクの早期解消に向けた整備の必要性等が示されたところであり、早期事業化のための計画段階評価に向けた調査を進めること。</p> <p>○「米子市～境港」の検討の促進 「米子市～境港」については、引き続き、必要な検討を進めること。</p> <p>○『鳥取自動車道』における付加追越車線の早期供用 『鳥取自動車道』については、高速道路本来の定時性・安全性を十分に発揮させるため、現在整備中の4区間の付加追越車線を早期に供用すること。</p> <p>○『米子自動車道』・「米子道路」の4車線化及び「米子道路」における付加追越車線の早期供用 高速道路本来の定時性・安全性の確保を図るため、『米子自動車道（蒜山IC～米子IC）』・「米子道路」について4車線化を行うこと。</p> <p>また、「米子道路」については、現在整備中の日野川東IC～米子南IC間の付加追越車線を早期に供用すること。</p> <p>○地域高規格道路の整備促進 高速道路ネットワークを補完する地域高規格道路については、1日も早い供用を図るため、トンネル等の大規模構造物の進捗状況に応じた重点的な予算配分を行うこと。</p> <p>「岩美道路」-----『山陰近畿自動車道』 「倉吉道路」、「倉吉関金道路」-----『北条湯原道路』 「鍵掛峠道路」、「江府道路」-----『江府三次道路』</p>	継続
2	北東アジアゲートウェイ「境港」の重点整備について 【県土整備部】	国土交通省	<p>我が国の経済再生や国土強靱化を推進し、日本海国土軸を形成するため、北東アジアゲートウェイ「境港」の重点整備を実施すること</p> <p>○竹内南地区 複合一貫輸送に対応した貨客船ターミナル整備事業〔直轄事業〕を早期に事業化すること</p> <p>○中野地区 国際物流ターミナル整備事業〔直轄事業〕を重点実施により早期完成すること</p>	継続
3	外航クルーズ船寄港および国際航空路線の拡充等に伴うCIQ体制の充実について 【県土整備部】	財務省 法務省 厚生労働省 農林水産省	<p>○地方における外航クルーズ船や国際チャーター便の就航について、円滑な受入れを行うため、CIQ体制の充実を図ること。</p>	継続

国の施策等に関する提案・要望項目一覧表〔平成26年春要望〕

※色付きは知事要望を行ったもの

H26.4.17

番号	要望項目	要望先府省		新規 継続 の別
4	地方税財政の充実・強化について 【総務部】	総務省	<p>○少子高齢化社会が進む中で、今後、地方の役割が増大していく一方で、地方の財源不足が解消される見込みは立てられていない。恒常的な財源不足を解消するため、地方交付税の法定率引上げを行うこと。</p> <p>○地域の実情に応じて行う地方単独事業についても確に財政需要に反映させるとともに、安定的な財政運営が可能となるよう、歳出特別枠を堅持するなど、地方一般財源総額を確保すること。</p> <p>○今回の法人住民税の一部国税化・交付税原資化は、都市と地方の財政力格差の是正を図るものであり、これによって別枠加算の廃止にはつなげないこと。また、引き続き地方法人課税の在り方を検討し地方税源の偏在是正措置を講じること。</p> <p>○法人住民税の一部を原資化して平成27年度より措置される交付税の配分にあたっては、制度創設の趣旨に則り、財政力の弱い自治体に、より一層配慮した仕組みとすること。</p> <p>○法人実効税率の引下げの検討等を行う場合には、地方の歳入に影響を与えることのないよう、政策減税の抜本的な見直しによる課税ベースの拡大などの代替措置により、必要な地方税財源を確保することを併せて検討すること。</p>	継続
5	「国のかたち」を変える地方分権改革の推進について 【未来づくり推進局】	内閣官房（道州制） 内閣府（地方分権改革） 総務省	<p>○国と地方の役割分担の抜本的見直しによる構造改革を進め、中央府省を解体し、国の事務・権限の地方への移譲を一層のスピード感をもって実行するなど、「国のかたち」を変える地方分権改革を推進すること。</p> <p>○東京一極集中の中央集権構造、地域間・地域内格差を是正するため、日本海国土軸等の多重型国土軸による地域発展型国土づくりを推進すること。</p> <p>【第4次一括法に伴う対応】</p> <p>○第4次一括法を早期に成立させるとともに、事務・権限の移譲が円滑に行われるよう、確実な財源措置、移譲等のスケジュールの調整、研修の実施、マニュアルの整備等を早期に実施すること。</p> <p>また、移譲される事務・権限によっては、人材の確保等が必要となることから、必要となる専門知識や事務量を早期に示し、行政運営に支障が生じないようにすること。</p> <p>【地方分権改革の推進】</p> <p>○農地転用やハローワークなど地方からの要望の強い分野を中心に引き続き移譲に向けた検討を進め、地方分権改革をさらに推進していくこと。</p> <p>○義務付け・枠付けについては、地域の実情に応じた施設の設置・運営に支障をきたしている「従うべき基準」を廃止又は「参酌すべき基準」へ移行するなどして、地方の自由度を実質的に高めるための見直しを行うこと。</p> <p>○「提案募集方式」の導入にあたっては、地方からの提案を真摯に受け止め、その実現に向けた後押しを行うこと。また、具体の事務・権限の移譲にあたっては、全国一律ではなく選択的な移譲を可能とする「手挙げ方式」を導入し、地方分権のさらなる推進を図ること。</p> <p>【道州制の検討】</p> <p>○道州制は、地方分権を推進するためのものでなければならず、中央府省の解体再編を含めた統治機構の抜本的な改革を行うべきである。道州制の検討にあたっては、重要事項の検討をすべて国民会議に委ねるのではなく、国と地方の協議の場に分科会を設置するなどして十分協議し、県、市町村など当事者たる地方の意見を十分に反映すべきであること。</p> <p>○また、道州制が国のあり方や国民生活にどのような変化をもたらすのかなど、国民が適正に判断できる情報を積極的に発信し、拙速に進めることなく、国民的な議論を十分に尽くすこと。</p>	継続 一部 新規

国の施策等に関する提案・要望項目一覧表〔平成26年春要望〕

※色付きは知事要望を行ったもの

H26.4.17

番号	要望項目	要望先府省		新規 継続 の別
6	環太平洋経済連携協定（TPP）交渉について 【未来づくり推進局、農林水産部】	内閣官房 （経済再生） 農林水産省	<p>○TPP協定の締結については、農林水産分野のみならず、国民皆保険制度、食の安全・安心、政府調達など国民生活のあらゆる分野への影響が想定されるため、国民に対する情報開示を適切に行い、協定締結に向けた判断について国民的議論を行いながら慎重に検討、判断を行うこと。</p> <p>○今後とも交渉にあたっては、守るべきものは守り、攻めるべきは攻め、国益にかなう最善の道を追求するという姿勢で交渉に臨んでいただくとともに、国内農林水産業の再生及び競争力強化をはじめ必要な分野には適切な支援策を講ずること。</p> <p>【国内農林水産業の競争力強化に向け、求められる対策】</p> <p>①TPPの交渉にあたっては、米、畜産物など重要品目について、関税措置を継続すること。</p> <p>②高品質な農林水産物生産のための生産基盤、施設修繕・整備及び大型機械の導入等に対する支援（主に農業水利施設・米の乾燥調製施設・畜舎の整備、森林整備加速化・林業再生事業の拡充・継続、高度衛生管理型の水産市場整備など）を強化すること。</p> <p>③漁船の建造、漁業者の収入安定など水産業に対する補助金が、TPP協定において原則禁止とされる懸念がある。水産業を守る対策を講ずること。</p>	継続 一部 新規
7	日豪EPA交渉について 【未来づくり推進局、農林水産部】	農林水産省	<p>○このたび、日豪間でEPA締結交渉の結果、豪州産牛肉の関税（現行38.5%）を段階的に削減し、冷凍牛肉は最終的に19.5%まで引き下げられるなど基本合意がなされたところ。</p> <p>このたびの基本合意の結果は、県内の肥育農家、酪農家への影響が大いに懸念され、今後の経営継続に向けた不安の声が多数寄せられている。</p> <p>今後、日豪EPAの締結にあたっては、国内農家への影響を慎重に検証するとともに、影響が無いよう肉用牛肥育経営安定対策事業の支援内容を拡充するなど、国において万全な対策を講ずること。</p>	新規
8	鳥取県の国家戦略特区提案の区域指定について 【商工労働部】	内閣府（国家戦略特別区域）	<p>○大胆な規制・制度改革によって、地方から我が国経済の活性化を図ろうとする鳥取県の先進的な提案について国家戦略特区として指定すること。</p> <p>1 未来社会創造ディスプレイ・イノベーションプロジェクトを、国際的ビジネス拠点の形成分野として区域指定すること。</p> <p>2 とっとり「医療機器発明」産業化特区を、医療等の国際的イノベーション拠点の形成分野として革新的事業連携型（バーチャル特区）に指定すること。</p>	継続 一部 新規
9	原子力発電所の汚染水対策について 【危機管理局】	原子力規制委員会 環境省（本省） 環境省（原子力規制庁） 経済産業省	<p>○島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること。また、その内容を確認し、具体的かつわかりやすく説明すること。</p> <p>○福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射能汚染水として海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。</p> <p>○また、他の原子力事業者に対しても、事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保させるとともに、原子炉等規制法に基づく新規制基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも担保するよう措置すること。</p>	継続

国の施策等に関する提案・要望項目一覧表〔平成26年春要望〕

※色付きは知事要望を行ったもの

H26.4.17

番号	要望項目	要望先府省	新規継続の別	
10	周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について 【危機管理局】	原子力規制委員会 環境省（本省） 環境省（原子力規制庁） ----- 原子力規制委員会 環境省（原子力規制庁） ----- 環境省（原子力規制庁） 経済産業省 ----- 環境省（本省） 環境省（原子力規制庁） 経済産業省 ----- 環境省（原子力規制庁） 経済産業省	<p>【原子力発電所の安全対策について】</p> <p>○福島第一原子力発電所事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する新規規制基準に基づき、原子力発電所の安全性を客観的に確認し、厳格な審査を行うとともに、周辺地域に十分な説明を行い国民的理解を得ること。</p> <p>-----</p> <p>【島根原子力発電所2号機に係る新規規制基準適合性審査について】</p> <p>○地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した厳格な審査を行うこと。また、原子力発電所の耐震設計上考慮すべき活断層評価については、安全サイドに立った評価基準を策定するとともに、宍道断層をはじめ発電所の安全に影響を及ぼす周辺の断層を含め原子力規制委員会として改めて確認を行うこと。</p> <p>○フィルタベントなどシビアアクシデント対策について、周辺地域への影響防止の観点からも厳格に審査すること。また、その内容を具体的かつわかりやすく説明すること。</p> <p>○島根原子力発電所2号機に係る新規規制基準の適合性審査結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民へのわかりやすい説明を行うこと。</p> <p>【高経年化した島根原子力発電所1号機の安全対策について】</p> <p>○福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、高経年化を考慮した安全対策が確保されるよう厳正な審査、運用等を行うこと。</p> <p>-----</p> <p>【中国電力の周辺地域における対応について】</p> <p>○中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の立地自治体と同等の内容への必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。</p> <p>○中国電力株式会社に対し、再稼働に向けての一連の手続きに際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応するよう指導すること。</p> <p>○中国電力株式会社に対し、島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対してわかりやすく丁寧な説明を行うよう指導すること。</p> <p>○中国電力株式会社に対し、県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うよう指導すること。</p> <p>-----</p> <p>【原子力発電所の再稼働に当たって】</p> <p>○原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進捗状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。</p> <p>-----</p> <p>○原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。</p>	継続

国の施策等に関する提案・要望項目一覧表〔平成26年春要望〕

※色付きは知事要望を行ったもの

H26.4.17

番号	要望項目	要望先府省		新規 継続 の別
11	原子力発電所における防災対策の強化について 【危機管理局、地域振興部、福祉保健部、生活環境部】 ※次項に続く	環境省（本省） 環境省（原子力規制庁）	【国の費用負担について】 ○緊急時防護措置準備区域（UPZ）の原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施することが必要であることから、当県において放射線監視等の中心となる原子力環境センター（EMC）等の整備を進めており、平成27年度までの3カ年で確実に整備できるよう、国において必要な財源を措置すること。また、当該年度の交付金執行にあたっては、原子力関係施設等が特殊なものであり、整備に時間を要することを考慮し、早期の交付決定を行うなどの対応を行うこと。 ○原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費についても、国が負担すること。 ○平成26年度当初予算の執行に当たっては、当県における二次被ばく医療の中心となるホールボディカウンター等の緊急整備ができるよう配慮すること。	継続
		環境省（原子力規制庁） 国土交通省	○避難先への輸送手段の確保については、避難者数が多く、避難に必要な輸送手段等の全てを県で確保することは困難なため、国において、避難者の輸送手段（バス、鉄道、福祉用車両、ヘリコプター等）や運転者の確保など人的支援を速やかに確保する仕組みを構築すること。	継続
		原子力規制委員会 環境省（原子力規制庁） 厚生労働省 内閣府（防災）	【災害時要援護者の広域的な避難体制の整備】 ○特別な配慮が必要となる病院や福祉施設の入所者など要援護者の避難先は広範囲となり、避難のための特別な移動手段及び搬送に付き添う医療従事者等を確保する必要があることから、国が関与してその具体的な方針を示すとともに、体制整備をすること。 ○最終的な避難先に入所するまでの間、広域福祉避難所を設置することを想定するが、この運営に必要な人材（医療・介護従事者、手話通訳者等）、機材（ベッド・車いす等）、物資（食糧・介護用品等）が不足することが見込まれるので、国において速やかな派遣、調達の仕組みを構築すること。 ○広域福祉避難所から最終の避難先となる社会福祉施設等への避難を確実に行えるよう、国において、速やかな受入れ先確保の仕組みを構築すること。	継続 一部 新規
		原子力規制委員会 環境省（原子力規制庁） 内閣府（防災）	○原子力災害時の屋内退避施設放射線防護対策として、国交付金により医療・社会福祉施設の施設整備を行っているが、数年毎のフィルターの交換など設備の維持管理に多大な経費を要することが予想され、事業者が自己負担できる範囲を超えている現状にあることから、その経費についても国が予算措置を講ずること。また、今後の要援護者の避難方法検討に伴って必要となった追加設備についても、引き続き予算措置を行うこと。 （参考：平成25年度経済対策による整備予定） 社会福祉施設2ヶ所、予算額400百万（200百万×2ヶ所）	
		原子力規制委員会 環境省（原子力規制庁） 厚生労働省 内閣府（防災）	【被ばく医療体制の整備】 ○国が責任をもって事故発生時の屋内退避等の防護措置との併用時の安定ヨウ素剤投与の手順や基準を具体的に示すこと。 ○安定ヨウ素剤を事故発生時に乳幼児に速やかに投与できるよう、乳幼児シロップ剤の早期製品化及び現在のヨウ化カリウム末の製品の調剤が容易な包装単位への変更を製薬メーカーに働きかけること。	
原子力規制委員会 環境省（原子力規制庁） 内閣府（防災）	【スクリーニングの実施要領の作成等】 県独自でマニュアル（実施方法、手順等）を作成し、一定程度の資機材の整備、人的配置等を行ったところであるが、福島での実績や先進事例等を踏まえた科学的根拠に基づく、かつ実効性のある、スクリーニング、簡易除染の実施要領を早期に明示すること。	新規		

国の施策等に関する提案・要望項目一覧表〔平成26年春要望〕

※色付きは知事要望を行ったもの

H26.4.17

番号	要望項目	要望先府省		新規 継続 の別
11	原子力発電所における防災対策の強化について 【危機管理局、地域振興部、福祉保健部、生活環境部】 ※前項から続く	環境省（原子力規制庁） 原子力規制委員会 ----- 原子力規制委員会 環境省（本省） 環境省（原子力規制庁）	【広域の放射性物質拡散に備えた体制整備等】 ○原子力災害対策指針において今後の検討課題とされているブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）について、その具体的な範囲や防護措置の内容を示すとともに、必要な財政措置を講じること。 ○拡散シミュレーションについては、地域防災計画上の被害想定への活用にとどまらず、地形や被ばく線量等を考慮した円滑な住民避難を確保する防災ツールとして有効に活用できる手法を開発し、これに基づく予測結果を提供すること。 ○避難の判断を放射性物質放出後のモニタリングの実測のみに頼りすぎるとは、無秩序な自主避難を招き、迅速な避難の妨げになるおそれがあるとともに、避難の方向についても、実測のみでは的確な判断を損ねるおそれがある。島根原子力発電所に係るSPEEDIやERS等による予測情報は適時適切に住民防護を行う上で不可欠なことから、その信頼性向上を図り、具体的な活用方法を明示するとともに、UPZ内においてもPAZ内と同様に、事態の規模、時間的な推移等に応じて、予防的防護措置を講ずるための指標を明示すること。 ○UPZ外のモニタリング（航空機モニタリング、海上モニタリング含む。）の実施方針を明示するとともに、災害時の具体的な連絡調整の方法や実施体制を明示すること。 ○県域を越える広域避難が必要になった場合に備え、輸送手段や避難先の確保等に係る調整の具体的な仕組みを構築すること。 ----- 【原子力災害時の住民広報】 原子力災害時における住民への伝達手段として防災行政無線の個別受信機や防災ラジオ等の普及が必要であり、国交付金の柔軟な運用を図ること。また、原子力発電所のプラント情報、事態の緊急性、周辺への影響に関する見通し、住民への指示事項等についてわかりやすく説明することができるよう、住民向け広報のマニュアルを明示すること。 ----- 【専門性の高い防災関係職員の教育研修体制の確立】 原子力発電所に係る安全対策及び原子力防災対策については、特殊性及び専門性が高く、また災害の発生時には、広範な対応が必要となるため、これらに従事する地方公共団体職員の教育研修体制を確立し、受講の機会を提供すること。	継続 ----- 新規 ----- 新規
12	大規模災害等への対応能力向上のための大型輸送ヘリコプターの早期配備について 【危機管理局、地域振興部】	防衛省	○大規模災害や国民保護措置の必要な事態等への対応能力を高め、県民の安全を確保するため、本県の航空自衛隊美保基地に、陸上自衛隊の大型輸送ヘリコプター（CH-47JA）及び部隊を早期に配備すること。 ○配備に当たっては、設計や工事の予算要求、事業実施などの節目節目に、ていねいな地元への説明を実施すること。	継続
13	拉致問題の完全解決について 【総務部】	内閣官房（拉致問題） 外務省	○日朝政府間協議が再開され、拉致問題についての協議が継続されることとなり、拉致問題の解決に向け重大な局面を迎えている。この機を逃さず、「対話と圧力」による解決という方針のもと、あらゆる手段を講じて北朝鮮との交渉をすすめ、松本京子さんをはじめとする拉致被害者全員の帰国を一刻も早く実現すること。	継続
14	日韓地方政府が連携した観光客誘致を支援する取組について 【文化観光スポーツ局】	国土交通省（観光庁）	○日韓地方政府が連携して行う、相互の地域間だけでなく東南アジアなど第3国からの観光客を誘致する取組に対し、訪日旅行促進事業（地方連携事業）を適用できるよう支援制度を拡充すること。	継続
15	パラリンピックナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点の指定について 【福祉保健部】	内閣官房（東京オリンピック・パラリンピック）	○鳥取県では、2020年東京パラリンピックに向け、一体的な推進体制の下で、競技力・指導力の向上、トレーニング拠点等の誘致に取り組んでいる。については、本県のスポーツ施設をパラリンピックナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点に位置づけること。	新規
16	手話言語法（仮称）及び情報コミュニケーション法（仮称）の制定について	内閣府（少子化対策） 厚生労働省	○手話言語法（仮称）を制定し、手話を使いやすい社会の実現に向けて取り組むこと。 ○情報コミュニケーション法（仮称）を制定し、誰もが必要な情報を得て、コミュニケーションを図れる地域社会の実現に向けて取り組むこと。	継続 一部 新規

国の施策等に関する提案・要望項目一覧表〔平成26年春要望〕

※色付きは知事要望を行ったもの

H26.4.17

番号	要望項目	要望先府省		新規 継続 の別
17	持続可能な介護保険制度の構築について 【福祉保健部】	厚生労働省	○介護保険制度は国の制度設計による社会保障制度であるため、持続可能な制度の再設計、国と地方の役割分担及び地方の財政負担のあり方について、十分な対応を講ずること。 1 低所得者対策として地方に新たな公費負担を求める改正が今国会で審議されているが、制度設計者である国の責任において、適切な財政負担を行うこと。 2 要支援者への介護サービスの市町村事業への移行や地域密着型通所介護の創設等の方針が示されているが、介護保険費用総額の縮減に向けた抜本的な見直しを検討すること。 3 お泊まりデイサービス問題など、現に発生している制度運営上の課題に対し、国において適切な対応を講ずること。	継続 一部 新規
18	肝硬変及び肝がんの患者の支援等について 【福祉保健部】	厚生労働省	○ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成について、ウイルス性肝炎が原因であるすべての肝硬変・肝がん患者などの治療に拡充するなど、支援策のさらなる検討を進めること。 1 肝炎医療費助成制度の拡充 2 自己負担額の見直し	新規
19	表層型メタンハイドレートの調査研究について 【生活環境部】	経済産業省	○日本海の海底に賦存している表層型メタンハイドレートについて、明治大学の松本教授らによる学術調査により鳥取県沖で板状あるいは塊状のメタンハイドレートが初めて採取されたことが発表され、平成26年度は資源量把握のための首波を使った地質調査が予定されているが、引き続き、地質サンプルの取得等も実施し、早期に埋蔵量を詳細に把握すること。 ○また、資源量探査の実施と同時に、表層型についての採掘方法の研究と技術開発を進めることで、実用化試験を経て出来る限り早期に採鉱の事業化を実現すること。	継続
20	微小粒子状物質等、広域大気汚染に対する取組の推進について 【生活環境部】	環境省 外務省 ----- 環境省 国土交通省	○大陸からの微小粒子状物質（PM2.5）や黄砂等の大気汚染の影響を軽減するため、TEM（日中韓三カ国環境大臣会合）プロジェクト及び黄砂対策プロジェクトの推進や公害防止技術の提供等、中国等関係国への大気汚染の発生抑制に対して支援を行うとともに、抜本的な対策を取るよう要請すること。 ○近年、広域汚染や越境汚染が問題となっているPM2.5や光化学オキシダントなど、黄砂問題を含め大気汚染物質に関する実態解明調査・研究を推進すること。併せて、PM2.5等の健康影響に関する知見を収集し、防護措置とともに分かりやすく情報提供すること。	継続
21	ジオパーク活動への取組への支援について 【生活環境部】	文部科学省 ----- 文部科学省 環境省	○ユネスコの正式プログラム化を積極的に推進すること。 ○国内におけるジオパーク活動を推進するため、国において所管する官庁を設けるなど、一体的な推進体制を整えること。 ○ジオパーク自体の普及啓発と国内加盟地域の国内外へのPRを行うこと。 ○ジオパークに親しむ観光の充実や学校教育での活用などの取組を支援すること。	継続
22	職業訓練の環境整備について 【商工労働部】	厚生労働省	○公共職業訓練の受講者のために、支援制度の柔軟な対応を可能にすること。 ○一定の要件を満たす職業訓練受講者に対し支給されている訓練手当は、近年支給対象者が拡充されているが、国の予算額は年々減少している状況にあるため、適正な予算額を確保すること。	新規
23	青年就農給付金の制度拡充について 【農林水産部】	農林水産省	○新規就農者の育成・確保、定着支援対策を強化するため、青年就農給付金について、以下のとおり制度の拡充、要件緩和を行うこと。 【準備型】 ・青年就農給付金（準備型）について、先進農家等で研修する際に、受入農家の負担が非常に大きいことから、研修体制を強化するためにも受入農家への研修手当を支給するなど、制度の拡充を図ること。 ・また、今回、研修終了後に親元就農する者も支援対象となったが、5年以内に経営継承しなければならないなど要件が厳しく、支援対象が一部に限定されることから要件の見直しを図ること。 【経営開始型】 ・今回、農地要件について親族からの貸借が主であっても対象とされることとなったが、5年間の給付期間中に、その農地を所有権移転しない場合は全額返還という要件が付されており、支援対象が一部に限定されることから要件の見直しを図ること。	新規

国の施策等に関する提案・要望項目一覧表〔平成26年春要望〕

※色付きは知事要望を行ったもの

H26.4.17

番号	要望項目	要望先府省		新規 継続 の別
24	県民の安全安心を守る治水事業（直轄事業）の推進について 【県土整備部】	国土交通省	<p>○県民の安全・安心を確保するため、浸水被害や土砂災害の危険度の高い地域などにおける直轄事業を推進すること。</p> <p>【河川事業】 中海湖岸堤短期整備箇所の促進並びに短中期整備箇所の前倒し着手、青木地区の整備促進等を行うこと。 ・斐伊川：中海湖岸堤整備箇所 短期完了：崎津漁港, 米子港 事業中：渡漁港(築堤, 樋門), 米子空港南(築堤), 貯木場(築堤), 旗ヶ崎承水路(樋門) 短中期未着手：5箇所(米子港(防波堤, ポンプ場前)ほか) 中期未着手：3箇所(米子空港北ほか) ・日野川：青木地区(河道掘削<流下能力向上>), 河川整備計画策定 ・天神川：小鴨地区, 米積地区外(河道掘削<流下能力向上>, 侵食対策) ・千代川：佐貫～用瀬区間外(河道掘削<流下能力向上>, 堰改修) 徳吉地区(河道掘削<流下能力向上>)</p> <p>【砂防事業】 三の沢箇所外等の土砂流出防止を促進すること。 ・日野川流域：三の沢箇所外(土砂流出防止) ・天神川流域：野添箇所外(土砂流出防止)</p> <p>【海岸事業】 皆生工区の景観保全(施設改良)や, 両三柳工区の侵食対策等の促進を図ること。 ・皆生海岸：皆生工区(施設改良), 両三柳工区(侵食対策) 富益工区(養浜工)</p>	継続
25	太平洋クロマグロ資源管理の取組について 【農林水産部】	農林水産省	<p>○クロマグロ漁業が持続的なものとなるよう、大中型まき網漁業だけでなく沿岸漁業を含め、国内全体でのより適正な資源管理措置を検討すること。</p> <p>○併せて、資源管理措置を実効あるものとするため、多くの未成魚を漁獲するメキシコや韓国等に対し、未成魚の漁獲抑制をするよう強く働きかけること。</p>	継続